

木造住宅を 所有している方へ

住宅の安全性を確認しませんか？

これからも安心して住み続けるために、
耐震診断を無料で行います！

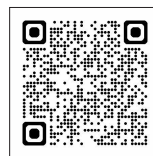


対象▼村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が所有かつ居住▽昭和56年5月31日以前に着工し、在来軸組構法により建築▽り災証明書の判定が、全壊・大規模半壊・半壊以外▽地上階数が2以下▽延べ床面積が30平方メートル以上(店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の2分の1以上)——を満たす木造住宅

その他▼▽実施予定戸数は先着2戸となります。▽以前に村の耐震診断を受けた方は対象外です。

申し込み▼申請書に必要事項を記入し必要書類を添えて、9月30日(水)までに、都市政策課建築担当へ申し込みください。

問い合わせ▼都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1243)



旧耐震基準で建築した木造住宅の 耐震改修費用の一部を補助します！



対象▼村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が所有かつ居住▽旧耐震基準により建築確認を受けて建築▽地上階数が2以下▽延べ床面積が30平方メートル以上(店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の2分の1以上)▽耐震診断における上部構造評点が1.0未満——を満たす木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事

その他▼▽実施予定戸数は、耐震改修設計費に対する補助が2戸、耐震改修工事費に対する補助が2戸となります。▽補助金額に限度があります。

申し込み▼申請書に必要事項を記入し必要書類を添えて、6月30日(火)までに、都市政策課建築担当へ申し込みください。

問い合わせ▼都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1243)

